

介護福祉士実務者研修受講料の助成事業《世田谷区》

世田谷区では、介護人材の養成・確保を支援するため「介護福祉士実務者研修課程」の受講料助成事業を実施しています。

◆助成対象者◆

- ① 平成29年4月1日以降に介護福祉士実務者研修課程を修了し、修了後6ヶ月以内に世田谷区内の福祉施設や介護サービス事業所に介護職員等として就労している方



※派遣で就労している方は対象となりません。 ※対象となる施設等については裏面参照

- ② 研修修了後、就労した施設等で6ヶ月以上継続就労し現在も就労中の方
登録ヘルパーについては、6ヶ月以上の登録で従事時間が180時間を超えていること

◆申請の期限◆

上記①および②の要件を満たした日の翌月から3ヶ月以内

(例) 要件を満たした日が4月1日から4月30日までの方は7月31日が申請期限です。

※郵送の場合は期限内に到着することが必要です。

◆助成金額◆

受講料（テキスト代、補講料、実習費等を含む、上限15万5千円）の**9割**(千円未満切捨)

※ 上限13万9千円 ただし、助成金総額は平成29年度予算の範囲となります。

◆申請に必要な書類◆

- ① 申請書（区のホームページからもダウンロードできます） <http://www.city.setagaya.lg.jp/>
「トップページ>くらしのガイド>福祉・健康>高齢・介護>介護保険事業者向け情報>介護研修に関する情報>「平成29年度介護福祉士実務者研修課程の受講料助成事業」
- ② 修了証明書の写し（社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定による研修分）
- ③ 就労を証明するもの（申請書の就労証明欄を使用しても可）
- ④ 研修指定事業者発行の領収書原本（宛名が申請者のものに限る）

注意 ・ 消せない黒色ボールペンで記入してください。

- ・ 申請書はネームスタンプ印不可。（朱肉を使用する印鑑ですべて同じ印を使用）
- ・ 申請書を訂正する場合は、二本線で消し申請印と同じ印で訂正をしてください。
- ・ 5万円以上の領収書には収入印紙の貼付が必要な場合があります。確認の上提出してください。

◆国や東京都、民間で実施されている他の類似の助成を受けた方は対象となりません。

◆問い合わせ・申し込み先◆

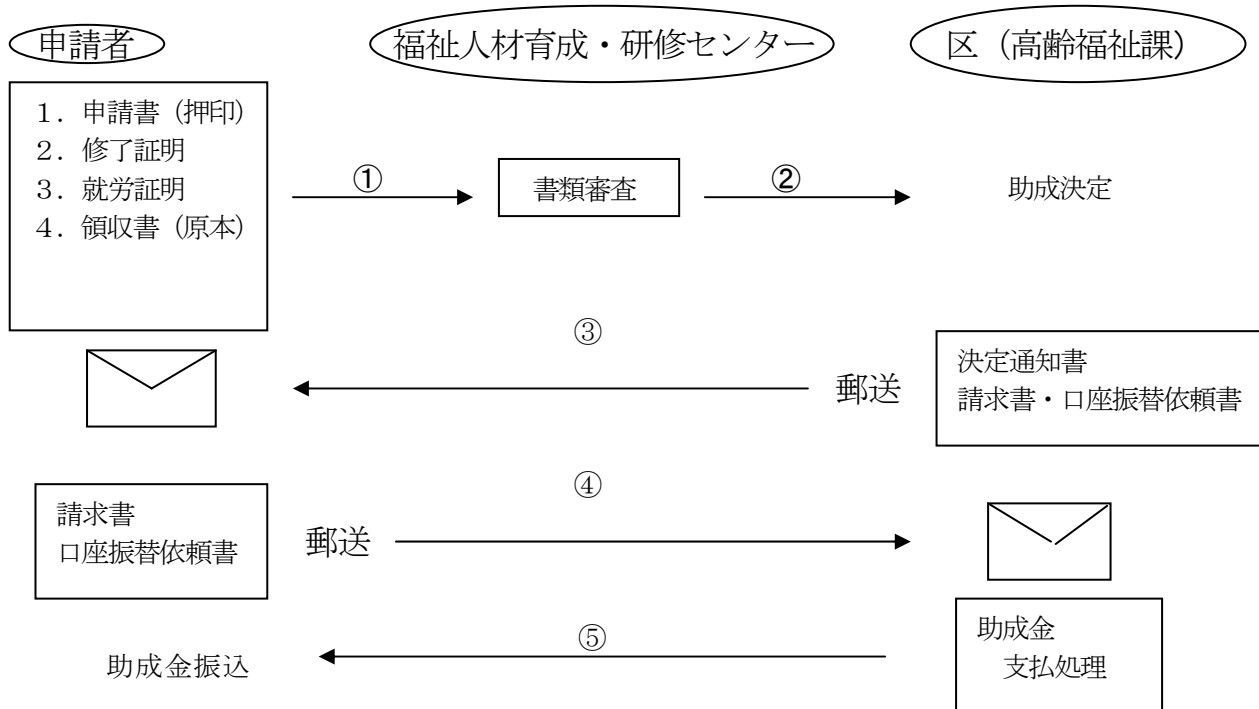
世田谷区福祉人材育成・研修センター

裏面有り

～対象となる福祉施設や介護サービス事業所～ 「世田谷区介護職員実務者研修課程等受講料助成金交付要綱」第2条（2）より

- ・区内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の3第1項に規定する介護サービス事業者がその事業を行う事業所
- ・老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う事業所
- ・児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業所、同法第7条第1項に規定する児童福祉施設

<受講料助成事業の流れ>



< 問い合わせ・申込先 >

〒157-0066

世田谷区成城 6-3-10

成城 6 丁目事務所棟 1 階

世田谷区福祉人材育成・研修センター（月～金 8 時 30 分～17 時 15 分）

TEL 03-5429-3100

FAX 03-5429-3101

ホームページ

<http://www.setagaya-jinzai.jp>

